

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（○） DB基金（○） DB規約（○）
DC（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の
開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2022年12月7日、第20回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。2022年11月28日の第13回新しい資本主義実現会議において決定された、「資産所得倍増プラン」等について、議論が行われました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29597.html

<参考1>第13回 新しい資本主義実現会議（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijisidai.html

<参考2>2022年11月28日メルマガ

「第3回資産所得倍増分科会の開催・資産所得倍増プラン（案）の公表について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n346_nenkin_magazine_20221128.pdf

<参考3>2022年11月17日メルマガ

「第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n344_nenkin_magazine_20221117_1.pdf

【議事】

○事務局より、資料1「資産所得倍増プラン等について」の説明が行われました。

1. 資産所得倍増プランについて

- ・「資産所得倍増プラン」から、以下について抜粋のうえ、説明がなされました。
(当プラン全文は、<参考1>の内閣官房HP参照)

- 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- 第二の柱：加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化
- 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

2. スタートアップ育成5か年計画について

- ・「スタートアップ育成5か年計画」から、以下について抜粋のうえ、説明がなされました。(当計画全文は、<参考1>の内閣官房HP参照)

第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

- (21) 個人金融資産及び GPIF 等の長期運用資金のベンチャー投資への循環
 - ・2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。
(中略)
 - ・企業年金について、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るスチュワードシップ・コードの受け入れや、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた上場企業の人事面・運営面の取組を促す。

3. 資産所得倍増プラン等を踏まえた今後の対応について

- ・資産所得倍増プランを踏まえた今後の対応について

<iDeCo 制度の改革（第二の柱）>

①iDeCo の加入可能年齢の引上げについて

- ・iDeCo の加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、70 歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改正において、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- ・拠出限度額については、令和元年 12 月 25 日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧な検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。
- ・iDeCo の受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCo の加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

③iDeCo の手続きの簡素化について

- ・令和 6 年 12 月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年 1 回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCo の口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

<中立的で信頼できるアドバイス提供の促進（第三の柱）、

金融経済教育の充実（第五の柱）>

- ・事業主における投資教育促進に向けて、セミナーの実施や e-ラーニングの充実等の支援策について関係団体等とともに検討し、取組を進めていく。その際には、従業員が職域において中立的な認定アドバイザーを活用した場合に支援を行う仕組みについても周知し、活用を促していく。
- ・助言対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和について、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、投資助言業の所管省庁である金

融庁と調整を行っていく。

<企業による資産形成の支援強化（第四の柱）>

- ・中小企業において企業年金や iDeCo が広がるよう、具体的な周知広報等の取組について検討し速やかに実施するとともに、（中略）中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等についても、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

<顧客本位の業務運営の確保（第七の柱）>

- ・金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者に対して、横断的に、最終受益者の最善の利益を図る取組の定着や底上げが図られるよう必要な取組を促すことについて、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、金融庁と連携して対応していく。
- ・幅広い関係者との対話や、運用体制・手法に係るベストプラクティスの共有・普及について、具体的な対応を金融庁とともに検討し、対応を進めていく。

※こちらについては、現状の DB・DC における受託者責任（資料1、P34、35）について説明したうえで、事務局より、

- DB・DC においては、既に様々な規定が法令等で設けられているため、新たな義務を課すものではないと認識している
- 現在の規定の範囲内で顧客本位の運営が求められている旨の説明がなされております。

- ・スタートアップ育成5か年計画を踏まえた今後の対応について

<スチュワードシップ・コードの受け入れ促進>

- ・企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受け入れを更に促進していくため、特に一定規模以上の資産残高を有する企業年金について、インベストメント・チェーンの中でのアセットオーナーとしての機能を発揮する観点から、企業年金自らのスチュワードシップ・コード受け入れ促進に向けた方策を検討していく。
- ・さらに、企業年金及び母体企業向けのセミナー等を金融庁や関係団体等と協働で実施し、コード受け入れの意義や受け入れ手続き等の情報発信を行っていく。

4. 私的年金制度（企業年金・個人年金）の現状（資産所得倍増プラン関係）

【委員からの意見（抜粋）】

○事務局が示した内容については、全体的な方向性について大きな異論は示されませんでした。以下の趣旨の発言がありました。（一部抜粋）

- ・資産所得倍増プラン 第二の柱（iDeCo 制度の改革）について
 - 加入可能年齢を 70 歳まで引き上げることは、公的年金との整合性の整理が必要。
 - iDeCo 加入手続きの簡素化は、加入率向上のためにも重要。更なる簡素化をお願いしたい。

- ・資産所得倍増プラン 第三の柱（中立的で信頼できるアドバイス提供の促進）、第五の柱（金融経済教育の充実）について
 - アドバイザーの仕組みについて、中立性をどう担保するかの議論が必要。

- ・資産所得倍増プラン 第七の柱（顧客本位の業務運営の確保）について
 - 最善利益義務の考え方は企業型 DC には馴染む部分もあると思うが、最善の利益を資産の極大化と読み替えた場合、DB には馴染まない。DB の目的は資産の極大化ではなく給付を行うことである。年金制度の役割に即した議論が必要。
 - DB の運用の成果は（一部例外はあるが）企業、DC の運用の成果は加入者個人に影響がある。このような制度の差異を含めて、スタートアップへの投資は考えていかねばならない。

※次回は、年明けの開催となる予定とされています。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL :03-5533-5572

E-mail:kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202212-170-0383-D